

## **第 1 回「釧路川流域委員会」での意見に対する検討方針**

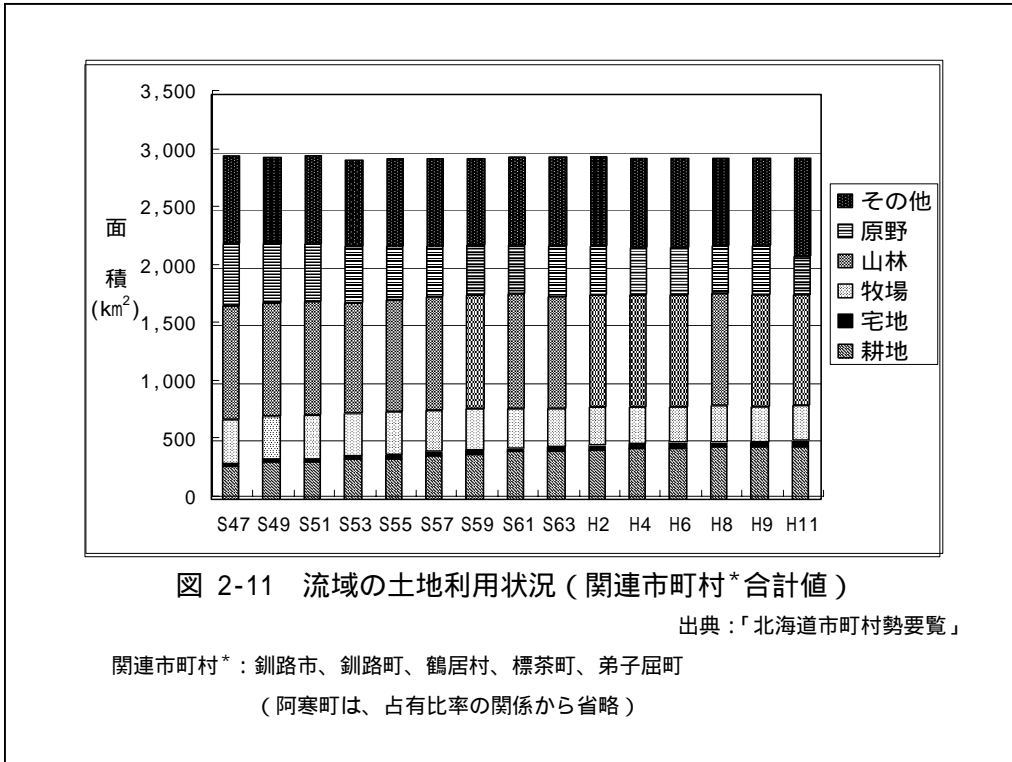
## 各委員の意見等の検討方針(案)

区分	各委員の意見等	検討方針(案)
流域及び河川の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 資料 - 2 - 8 の土地利用状況で、「原野」の部分が減少してきており、湿原は原野に入るのか、それとも、「その他」の部分が增加しているのかの区分に入るのか。</li> <li>• 屈斜路湖は道の管理で、塘路湖や湿原内の湖沼は国が管理しているということであるが、釧路川水系の中で小さい河川を含めてどこが、どのように管理しているのかをわかるようにして欲しい。</li> <li>• 河川管理の実態はなかなか見えにくく、管理の区分や管理の態様によっても異なっており、情報としてもなかなか明解な形で示すことが難しい部分だとは思いますが、地域の人に分かりやすいような形で情報の整理をして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統計値の出所(各市町村)に依存しており、ほぼ「原野」に計上されている。但し、課税上の地目区分に基づいているため、厳密に「湿原」という概念・定義の分類はされない。(P. -4 参照)</li> <li>• H11 に原野が大きく減っているのは、鶴居村の変化による。鶴居村では、H8 から H11 にかけて無番地の原野をその他に数値を移行しており、集計上の区分が変更になったためである。</li> <li>• 管理区分図を作成する。(P. -5、-6 参照)</li> </ul>
釧路川下流域の検討方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ふるさとの川整備計画では、主として河岸の整備ということになると思うが、現状の釧路川の下流部というのは BOD が相当高く非常に水質が悪いので、河岸整備に当たっては、まずそういう水質をどういうふうに浄化していくのか、また、上流からの問題もあわせて考える必要があるのではないかと。魚が住めないような水質では河岸の船着き場や魚釣り場を設置しても役に立たないので、末長く有効に活用できるような整備の仕方を考えて欲しい。</li> <li>• 幣舞橋の下の環境基準値は、E 類型になっているが、この E 類型というのは、最悪の状態の基準で、いわば実態的には規制から野放しになっている。道の委員会等でも、E 類型を B あるいは C に格上げするよう要請しており、実際の水質は B 類型に近い形になっていることから、この流域委員会の中でも取り上げて欲しい。</li> <li>• ふるさとの川の下流部分の治水に関しては、降雨によって川が氾濫するということは千年経っても無いと思うが、高潮と津波に対する対策については、全く無防備だと思う。近年、末広町も冠水しているので、この高潮を十分考慮して部会等で検討して欲しい。</li> <li>• 岩保木から下流は、干潮、満潮によって川が逆流する感潮水域となっているので、観光を考える面でも、そういうことを十分考慮に入れて欲しい。</li> <li>• 岩保木水門は、港湾に土砂が流入するということで閉めて運河を造ったが、80 年経過した中で、あの区域で 1 つの自然体というものが形成され、貴重なイトウなどの生物についても、それなりの自然環境の中で形成されていることも十分考慮して検討して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 類型見直しに関し、北海道(環境生活部環境保全課)では、平成 6 年環境庁通知に基づき、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している水域については、現在、全道的に見直しを進めているところである。(P. -7 参照)</li> <li>• 現在実施中の釧路川改修工事では、既往最大である十勝沖地震の津波を考慮して築堤高を決めており、一部では施工を完了している。(参考図：キャッスルホテル前における計画例、P. -8 参照)</li> <li>• 整備計画原案を作成する中で検討すべき課題であり、今後、流域委員会の中で議論する。</li> </ul>

区分	各委員の意見等	検討方針(案)
河川整備計画全般に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流部の方の本流、それからまた支流部分についても、落差工に魚道の整備をしてサケ科の魚が遡上できるようにして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、整備計画原案を検討していく中で、必要に応じて魚道設置についても考慮していくこととなる。なお、現時点で支川について調査したところ、落差工は9箇所あるがそのうち8箇所については魚道を設置済みであり、最栄利別川の1箇所については、15年度以降(15年度予算要望中)に施工予定である。(P. -9 釧路川水系魚道設置状況図 参照)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会で議論するとき、上流、中流、下流の地域によって、重視すべき治水と利水と環境というタームが異なってくると思う。たとえば、上流であれば原水をきれいにして環境保全をすとか、中流は農業・産業の振興をはかるなどのタームになり、下流では都市内のウォーターフロント的な感じだとか、公園の感じだとか、観光客や都市内の人々も楽しめることができるだとか、場所や地域によって利水・治水・環境の意味合いが少し違ってくるのかもしれない。環境の側面で見れば、上流、中流、下流も大事な話であるというように、何かそういうマトリックス的に整理したものがあつた方がよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、釧路川水系の現状と課題を整理していく中で、左記の指摘事項について整理する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会で下流域のことを早急に検討しようとするときに、釧路川全域にわたるランドデザインというものが忘れられると、これはもうナンセンスだと思う。釧路川全体をどうするのか、あるいはどう見るのか、どう考えるのかということがやっぱり基盤になるべきだと思う。例えば、ダムが全くないというのは1つの特徴であり、それを生かしてカヌー等で使われている。部会では、個々のパートで技術論的なことを検討することは良いが、流域委員会としては、それぞれの技術だけの問題ではないし、各流域自治体のいわば利害的な問題だけではなく、全体にわたって景観をどうするのかとか、もっと広い意味の技術的な問題も含めたランドデザインを我々は考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域のランドデザインを検討する。(第3章参照)</li> <li>下流域の部会の先行に関しては、委員会での議論との連携を密にして、不整合の無いような運営を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回、道の方と開発局の方と初めて一緒に整備計画作りを行うということだったが、先ほどからの討議を聞いて、別々にやっているのとどこが違うのかなという印象を正直受けていた。この釧路川流域委員会について、道と開発局との取り組みと、湿原再生の会議と下流の取り組みとの、一緒に行うリンクの仕方について教えて欲しい。また、川の周りに住む人たち、地場の産業とか、文化とか、教育とかに根づいた方たちの意見や取り組みをこの委員会の議論につなげていけるようにして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿原再生の会議では、整備計画策定時に当然議論されなければならない事項を、より専門的に、かつ河川に限らず広範囲にわたり、長期的視点に立ったフルスケールの計画として独自に検討を進めてきたものである。したがって、その計画内容については、今回の整備計画に取り込むことができるものと次期整備計画以降で検討すべきものや他の事業計画で取り組むものに区分され、前者については整備計画に反映させる。</li> <li>国および道の管理に関係なく、水系一体で河川整備計画を策定していく。釧路川下流域については、先行して工事を行っているため、河川整備計画策定を早期に進める。</li> <li>様々な方の意見の聴取方法については、今後、検討する。</li> </ul>

区分	各委員の意見等	対応方針(案)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 釧路地方は酪農王国で、過去にいろんな問題も出てきているが、できれば釧路支庁の農業の方が部会するときだけでも参加して、一緒になって考えたり、あるいは理解してもらうようなそういう機会ができないかと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業等の関係機関の参加については、流域委員会の枠組みの中で連携をはかるのではなく、別途行政サイドにおいて密接な連携のもとに調整を図っていく。</li> </ul>

## 流域の土地利用状況

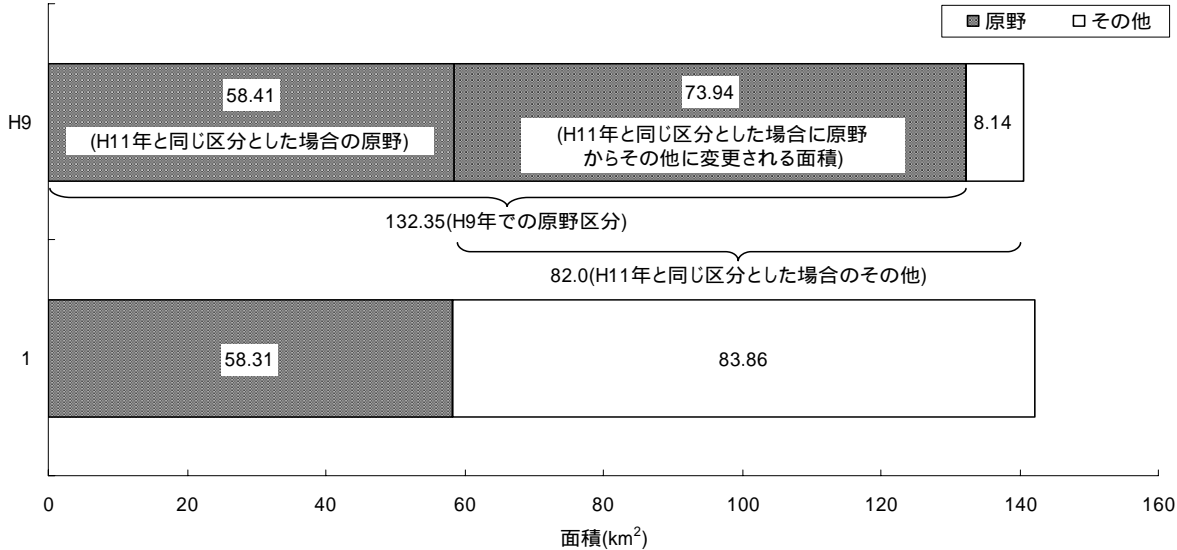


- 第 1 回 釧路川流域委員会資料より抜粋 -

本データの出典は、「北海道市町村勢要覧」に基づき、各統計数値の出所は各市町村から提示される集計値に依存している。ここでの「湿原」は、ほぼ「原野」に計上されている。

ただし、この土地利用区分は各市町村における固定資産税課税上の地目区分に基づいていることから、厳密な意味で「湿原」という概念・定義での分類は行われていない。

このなかで原野が H9 年から H11 年に大きく減少しているのは鶴居村であり、固定資産上の地目区分で、H9 年には湿原内の地番の存在しない地目を原野にしていたが、H11 年ではその他に変更したためである。なお、H9 年を H11 年と同じ考えで分けた場合、73.94 km<sup>2</sup> が原野からその他の区分に変更となり、原野の面積は 58.41 km<sup>2</sup> となることから、H11 年の原野 58.31km<sup>2</sup> とほとんど変化がないといえる。



# 釧路川河川管理マップ

単位: km

河川名	指定区内外区別 (直轄管理区別)	延長区別
釧路川	212	467
新川	119	119
上ノ島川		35.0
オホシロヤシ川		3.5
菅野川		21.2
鶴川		27.4
尾崎川		13.0
アムルノナイ川		6.7
鶴田川		7.2
尾崎川		13.0
北ノ川		5.2
尾崎川		4.0
尾崎川		18.1
尾崎川		2.0
オホシロヤシ川		3.0
オホシロヤシ川		15.0
上ノ島川		2.6
アモアモ川		2.6
尾崎川		32.0
アムルノナイ川		5.9
オホシロヤシ川		2.0
オホシロヤシ川		4.2
オホシロヤシ川		6.9
尾崎川		3.0
オホシロヤシ川		17.0
オホシロヤシ川	44.5	11.0
尾崎川		3.0
オホシロヤシ川		130.2
オホシロヤシ川		130.2
オホシロヤシ川		3.0
尾崎川		11.0
尾崎川		130.2
尾崎川		1409.2
尾崎川		3.0
尾崎川		28.0
尾崎川		4.0

※本マップ記載 0.2km以下

※平成14年4月現在  
 ①)は指定区間の内の2条7号区間の範囲

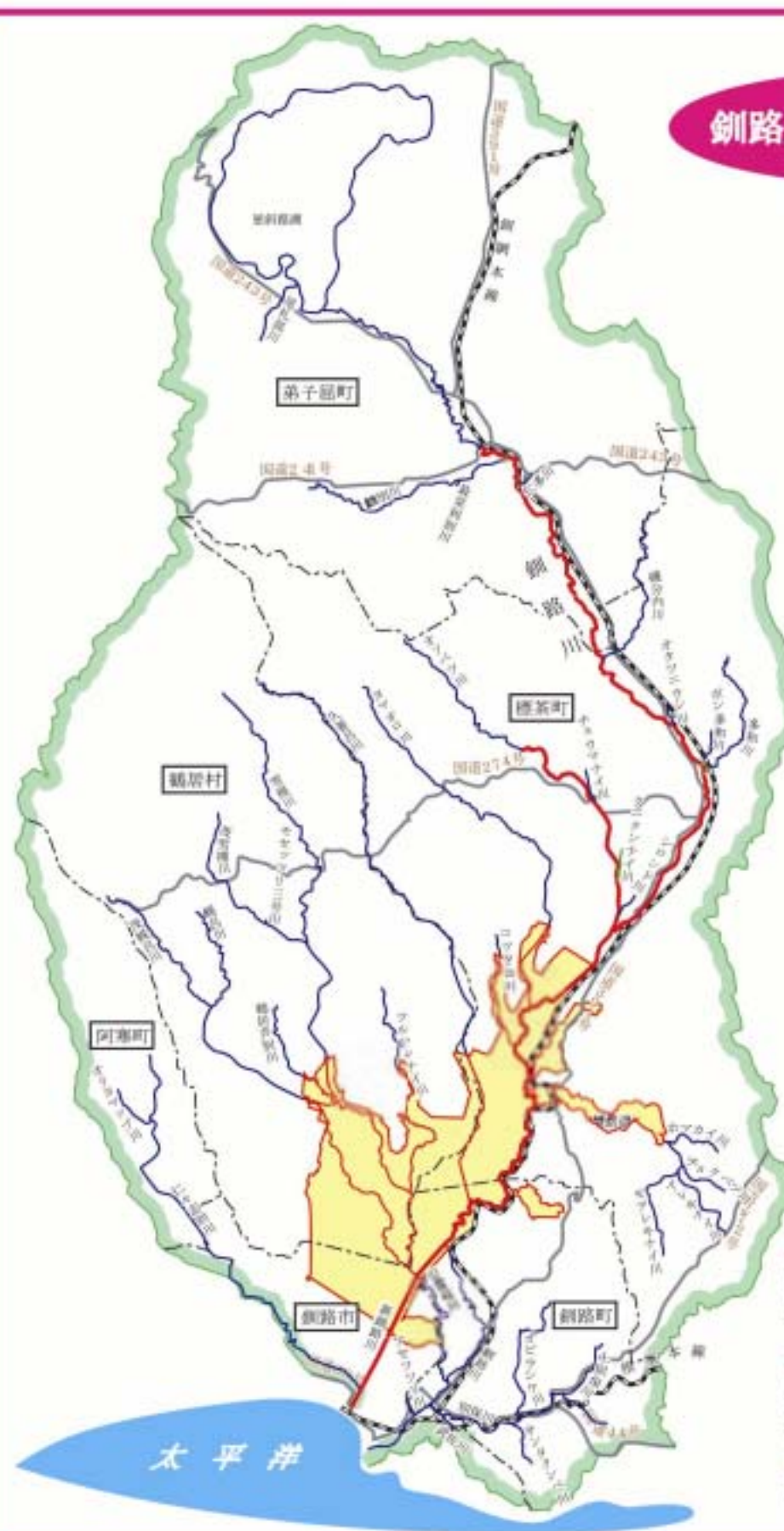
凡 例	
	指定区内外区別 (直轄管理区間)
	釧路治水地河川区域 (直轄管理区間)
	指定区間
	2条7号区間

※その他の区間は各市町村が管理します

**※指定区内外区別(河川法第9条第1項)**  
 国土交通大臣によって指定された一級河川で、都道府県知事が法定受託した区間(指定区間)以外の区間を指定区内外区別(直轄管理区間)とします。直轄管理区間の管理は、国またはその地方整備局等の出先機関が行います。

**※指定区間(河川法第9条第2項)**  
 国土交通大臣によって指定された一級河川の管理は、原則として国土交通大臣が行いますが、区間と事項を定めて都道府県知事に管理事務の一部を法定受託させることができます。この国土交通大臣の指定により知事が法定受託された区間を指定区間とします。

**※2条7号区間(河川法施行令第2条第2項)**  
 指定区間のうち河川工事を国土交通大臣が行い、管理を知事が行います。



一級河川の管理は原則として国土交通大臣が行うが、区間と事項を定めて都道府県知事に管理事務の一部を委託している。主な管理区分は以下の通りである。

項 目	指定区間外区間		指定区間内	
	国土交通大臣 の 行 う 管 理	都道府県知事 の 行 う 管 理	国土交通大臣 の 行 う 管 理	都道府県知事 の 行 う 管 理
河川整備基本方針の策定及び変更				
河川整備計画の策定及び変更				
河川台帳（水利台帳）の調製保管				
ダム、水門、樋門樋管、堤防護岸等の河川管理施設の維持管理				
河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川立体区域、河川保全立体区域及び河川予定立体区域の指定				
ダム、水門、開門、橋その他工作物の新築等で治水上影響が著しいと認められるものに係わる許可等				
流水占用、土地占用、土砂等の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等の処分				
河川保全区域、河川予定地における土地の掘削の許可等				
兼用工作物の工事等の協定の締結				
調査、工事等のための立ち入り等				
廃川敷地等の管理				
河川工事の施行				
特別な場合の改良工事				
指定区間外の一級河川の改良工事の施工に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一帯として施工する必要があるものを施工すること（2条7号区間）				
異常渇水時における水利使用の調整に関するあっせん又は調停				
異常渇水時の水融通の承認				
特定水利使用に関する許可（流水の占用、土地占有、工作物の新築、土石等の採取、土地の掘削等を含む）等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電のためにするもの</li> <li>・ 取水量が1日につき最大2500m<sup>3</sup>以上又は給水人口が1万人以上の水道のためにするもの</li> <li>・ 取水量が1日につき最大2500m<sup>3</sup>以上の鉱工業水道のためにするもの</li> <li>・ 取水量が1秒につき最大1m<sup>3</sup>以上又は灌漑面積が300ha以上のかんがいのためにするもの</li> </ul>				
洪水時等における緊急措置				
緊急時における利水ダムの洪水調節のための指示				
洪水予報指定河川：洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる（釧路川では本川が対象）。				

## 環境基準類型指定に係る手続きについて

### 1. 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（昭和46.12.28環告59）

### 2. 類型指定見直しに係る手続き

前年度までに指定すべき水域を決定

環境科学研究センター（以下センター）と採水調査計画について打ち合わせ

採水調査の要綱決定（回数・調査等）

採水作業等について支庁と打ち合わせ

市町村への類型見直しに係る説明及び周辺基礎データの提供依頼（人口、特定施設、農業、その他汚濁負荷量）

現地における採水調査（センター、支庁、本庁）の実施

基礎データ、調査データをもとにセンターで予測解析  
汚濁負荷の実態により、1年で解析できる場合あるいは2年にわたる場合がある

類型見直し案策定（センター、本庁）

知事から環境審議会へ諮問

環境審議会水環境保全部会の開催通知

部会開催。類型見直し案の承認

審議会から知事への答申

答申に基づき、知事による決定。広報登載

環境省へ報告



## 下流域の高潮対策

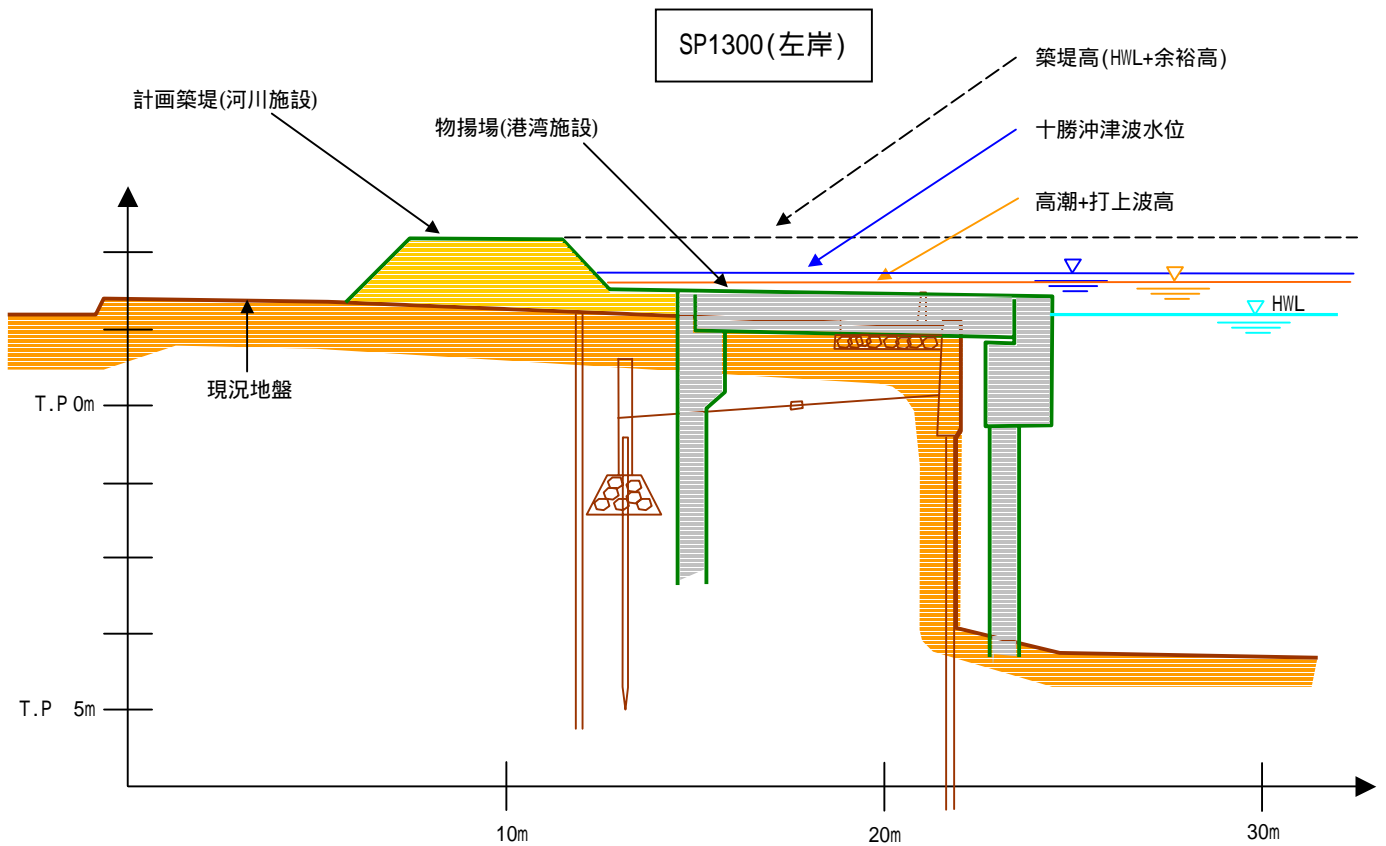


図 築堤の計画例(SP1300 付近)

本計画では、HWL + 余裕高(1.0m)、高潮 + 打上波高、津波の既往最大(十勝沖：S27.3.4)水位の3ケースを比較し、3つの条件を満たすの条件により、築堤を設置する計画となっています。

釧路川水系魚道設置状況図

